平成２４年（フ）第９３４８号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1005
債務者　齋藤　良雄
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３４９号
神奈川県横浜市旭区上川井町2053―１―102
債務者　小川みさと
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５１号
東京都港区東麻布２丁目22―10―406
債務者　清水　弥生
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５２号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘９丁目９―16―Ａ―２
債務者　白川　善貴
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５７号
東京都新宿区戸山３―12―７　ワカサコーポ201、住民票上の住所東京都新宿区戸山３丁目12―７　ワカサコーポ101
債務者　佐々木　龍
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２号
熊本県山鹿市鹿本町中川899番地
債務者　田宮　寿乃
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
東京都府中市宮町２丁目15番地の８
債務者　松本　輝一
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４１号
東京都福生市加美平３丁目12番地８加美平ハイツ205号室
債務者　下田　美子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９１８８号
千葉県成田市橋賀台１丁目１　２棟507号
債務者　長沢　千世
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５３号
東京都大田区北馬込２丁目50―４―203
債務者　森田　哲司
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４号
北海道帯広市西17条北１丁目14番３号
債務者　細川　孝幸
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
東京都八王子市大楽寺町93番地12
債務者　小川　史朗
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
島根県浜田市天満町５番地　南一東２Ｆ
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３５号
島根県浜田市三隅町西河内1133番地28
債務者　立花　真弓
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３６号
島根県浜田市旭町丸原920番地
債務者　岡本　克則
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３８号
島根県浜田市旭町都川1001番地
債務者　國重　繁樹
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部